

2026年7月1日から

KOBE
CITY OF DESIGN

分譲マンションの管理状況の 届出を義務化します！

神戸市では、マンションの管理適正化をさらに推進するため、「神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例」を2025年9月に制定し、「管理状況の届出」を2026年7月から義務化することとなりました。

届出制度の概要

- 1 | 届出目的 | 分譲マンションの管理状況を把握し、以下2点の支援を行うため。
(1) 「良好な維持管理の継続と継承の支援」
(2) 「適正な維持管理への転換や再生への支援」
- 2 | 届出対象 | 市内の6戸以上の分譲マンション
- 3 | 届出者 | 管理組合（管理者等）、分譲事業者
- 4 | 届出時期 | 管理組合 : 2026年4月1日以前に管理者等になった場合
→ 2026年12月31日までに届出が必要
2026年4月2日以降に管理者等になった場合
→ その日から3か月以内に届出が必要
分譲事業者 : 分譲開始日の1か月前までに届出が必要
- 5 | 届出内容 | マンションの概要、管理組合の運営、修繕に関する計画 など

お問い合わせ先

神戸市建築住宅局政策課

078-595-6503

minkan_jyutaku@city.kobe.lg.jp

届出制度・条例の
詳細はこちら



よくあるご質問

① 届出をしたらどんな良いことがあるの？

- A. マンション管理士等の専門家によるアドバイスや、同専門家の派遣、建物の劣化調査診断等にかかる費用の補助などの支援メニューが利用できるようになります。

② 管理組合の管理者等（理事長）がいないときは？

- A. 管理組合の管理者等がいないときは、区分所有者の代表の方が届出を行ってください。

③ 届出しなかったらどうなるの？

- A. 市より、文書送付や訪問等により届出提出を求め、必要に応じて指導・勧告等を行う可能性があります。

④ 情報開示制度ってなに？

- A. 届出者の意思に基づき、市のホームページにて届出事項を情報開示することで、新規入居者や購入検討者をはじめとするすべての方がマンションの管理状況を確認できるようになります。
これにより管理状況が市場での評価につながる可能性があります。

⑤ 既に届出をしており、2026年7月までに更新時期（5年ごと）がくるが、どうしたらいい？

- A. 原則、2026年7月1日以降に届出を行ってください。
（2026年4月～6月は義務化に伴いシステム等の移行作業を行う予定）
また、移行期間中は既に届出頂いた内容の情報開示を継続する予定としています。
非開示を希望される場合には、市担当者までご連絡ください。

⑥ 届出方法や届出項目は、これまでと同じなの？

- A. これまでと同様に、市のホームページから届出を行ってください。
また、届出項目は、義務化に伴う見直しを行っています。
詳しくは、市のホームページで改めてお知らせします。